

保有個人情報の漏えい等事故の報告及び公表等に関する要綱

(目的)

第1条 市の機関（市の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第11項第2号に掲げる地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）、受託者又は指定管理者（指定管理業務に限る。）における保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態の報告及び公表等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、本条各号に定めるもののほか、法、横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年横須賀市条例第46号、以下「条例」という。）、保有個人情報等の安全管理措置に関する規則（令和5年横須賀市規則第4号）及び横須賀市情報セキュリティ規則（平成29年横須賀市規則第11号）において使用する用語の例による。

- (1) 漏えい 保有個人情報誤送信、誤交付、紛失及び盗難等により外部に流出することをいう。
- (2) 漏えい等事故 保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態をいう。
- (3) 重大事故 漏えい等事故のうち、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」という。）第43条に規定される個人の権利利益を害するおそれ大きいものをいう。

(漏えい等事故に関する報告)

第3条 市民、受託者、指定管理者等から漏えい等事故の発生又は発生したおそれの報告を受け、又は漏えい等事故の発生又は発生したおそれを覚知した職員は、速やかに個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）に報告しなければならない。

2 保護管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに総務部総務課長に次の事項を報告しなければならない。

- (1) 漏えい等事故が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (2) 漏えい等事故が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の本人の数
- (3) 漏えい等事故が発生し、又は発生したおそれがある事態の原因
- (4) 漏えい等事故が発生し、又は発生したおそれがある事態の経過
- (5) 漏えい等事故が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報における要配慮個人情報の有無

(6) 不正に利用されることにより財産的被害が発生し又は発生したおそれがある事態の有無

3 保護管理者は、回収、説明、謝罪及び公表を実施したときは、遅滞なく、総務部総務課長に前項に係る事項等を記載した個人情報漏えい等事故状況報告書（第1号様式）を提出しなければならない（やむを得ない事情により、回収、説明及び謝罪が行えなかった場合、公表を例外的に実施しなかった場合を含み、第6条の報告を行った場合を除く。）。

（重大事故の判断）

第4条 総務部総務課長は、前条第2項の報告を受け、当該漏えい等事故が重大事故と判断されるときは、速やかに当該重大事故に係る保護管理者に対し、その旨を連絡しなければならない。

2 総務部総務課長は、前項の連絡を行ったときは、総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）に報告しなければならない。

（重大事故の個人情報保護委員会への報告）

第5条 保護管理者は、前条第1項の連絡を受けたときは、委員会規則第44条第1項及び第2項に定める期日までに法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告を行わなければならない。

（重大事故の総括保護管理者への報告）

第6条 保護管理者は、前条の個人情報保護委員会への報告を行ったときは、報告の都度、遅滞なく当該報告の内容を総括保護管理者に報告しなければならない。

（重大事故に関する通知）

第7条 保護管理者は、第4条第2項の連絡を受けたときは、速やかに法第68条第2項の措置を講じなければならない。

（漏えい等事故が発生した場合の回収、説明及び謝罪）

第8条 保護管理者は、漏えい等事故（重大事故である場合を含む。）が発生した場合には、流出した個人情報の回収に努め、被害者への説明及び誠意ある謝罪を速やかに行わなければならない。

（公表）

第9条 保護管理者は、漏えい等事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事故の発生回避等のため、第3条第2項第1号から第4号に掲げる事項を速やかに報道発表等により公表するものとする。

2 前項の場合において、保護管理者は、あらかじめ所属する部等の長（以下「部長等」という。）と協議の上、再発防止策を作成し、その概要を同時に公表できるよう努めるものとする。

3 被害者の権利利益の保護の観点から特に必要と認められる場合には、当該部長等は、総括保護管理者と協議のうえ、公表について例外的な取扱いができるものとする。

(受託者等における漏えい等事故)

第 10 条 受託者又は指定管理者において漏えい等事故が発生又は発生したおそれがあるときは、所管する課等の保護管理者は、受託者又は指定管理者と連携し対応しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条第3項関係）

個人情報漏えい等事故状況報告書

		(事務処理欄)	
(あて先)総務部総務課長		年 月 日	
個人情報 保護管理者			
日 時			
場 所			
発 見 者		原 因 者	
事 故 の 概 要	☐ 事故発生が未確定（漏えい等事故発生のおそれがある状況） ☐ 漏えい等事故の発生を確認済		
項 目		本人の数	人
原 因			
二 次 被 害 の 有 無 及 び 内 容			
発 生 経 過 及 び 本 人 へ の 対 応 実 施 状 況			
公 表 の 実 施			
再 発 防 止 の た め の 措 置			